資料２－２

**執行機関の権限と業務についての整理（委員会設置後）**

**海岸管理者**

**知事（執行機関）**

◆海岸法第5条

**大阪府（港湾管理者）**

**委員会（執行機関、府市共同設置）**

**知事（執行機関）**

◆港湾法第３３条、地方自治法第１４８条

　・港湾法第１２条業務を除く港湾管理

業務に関する執行機関

◆港湾法第３５条

　・港湾法第１２条業務に関する執行機関

【委員会権限の業務】

○港湾法第１２条業務（委員会権限）

　◆港湾法

・港湾計画の作成

　・港湾施設の維持・管理

・港湾工事

　・ポートセールス

　・水域施設等の規制等（関連法　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律　第30,31,32,39,40条　等）

・廃棄物埋立護岸の整備・管理

（関連法　広域臨海環境整備センター法　第19条第1項第1号　等）

◆港湾法（１２条業務以外の業務）

（主な抜粋）

・臨港地区の指定（法第38条）

・港湾区域、臨港地区等における行為者に対する許可（法第37条）

・臨港地区内で分区を指定（法第39条）

・分区内で違反建築物を撤去命じることできる（法第４０条２）

・拠点港湾における運営会社指定（法第43条の11第6項）

・公有水面埋立法の職権（法第58条第2項）

・使用料及び賃貸料の徴収（法第54条第2項）

・港湾台帳の調整（法第49条の2）　など

**補助執行**

**委員会権限の事務を処理**

◆国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（以降、ソーラス法と省略）

　・国際埠頭施設の設置者としての、保安の確保のための必要な措置（ソーラス法第28,29,32条）

**海岸管理**

**担当部局**

**委員会事務局**

**（委員会の補助機関、府市共同設置）**

**補助執行**

◆広域臨海環境整備センター法

（以降、センター法と記載）

　・センターの予算・事業計画・資金計画を港湾管理者に提出　など

**補助執行**

※港湾法第１３条は港務局に対する私企業への不関与の規定であり、委員会にも適用される。

※補助執行・委任：地方自治法第180条の２

※補助執行・委任の整理については平成25年12月20日、国土交通省港湾局と協議済